

福祉・介護職員処遇改善等  
実績報告書について

令和6年7月

神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市

## 1 福祉・介護職員処遇改善加算等の実績報告について

### (1) 実績報告の根拠規定

福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員ベースアップ等支援加算の届出を行った事業者は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）」の規定等に基づき、「福祉・介護職員処遇改善等実績報告書」を都道府県知事（政令指定都市及び中核市の長）に提出いただくこととなっています。

### (2) 提出様式

- 別紙様式3-1 障害福祉サービス等処遇改善実績報告書（令和5年度）
- 別紙様式3-2 障害福祉サービス等処遇改善実績報告書（処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算 施設・事業所別個表）

様式はウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」の次のページに掲載してあります。

<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topic=15&id=70>

「書式ライブラリ」→「文書/カテゴリ検索」→「6. お知らせ（県内共通）」→「3 福祉・介護職員処遇改善加算等に関するお知らせ」

### (3) 提出方法

以下のweb申請フォームより実績報告書の提出をお願いします。

（入力開始：令和6年7月1日(月)10：00～）

URL：<https://shougai.kanafuku-sinsei.jp//>

※郵送やメールでの提出は受け付けていません。

### (4) 提出期限

令和6年7月1日（月）10：00から令和6年7月31日（水）23：59まで

※ 期限は厳守してください。

※ 提出いただけない場合は、本加算を全額返還していただく場合がありますのでご注意ください。

### (5) 留意事項

- ① 報告書を作成する際には、必ず障害福祉情報サービスかながわ掲載の以下の資料をお読みください。
  - ・福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について
  - ・令和5年度障害福祉サービス等処遇改善実績報告申請マニュアル
- ② 横須賀市に所在する事業所は、横須賀市への提出となります。提出方法や締切については横須賀市にご確認願います。

## (6) 問合せ先

事業所所在地	提出先及び問い合わせ先
神奈川県所管域 横浜市（児・者） 川崎市 相模原市	公益社団法人かながわ福祉サービス振興会 処遇改善加算等事務局 電話：045-681-8434 Eメール： <a href="mailto:shogu@kanafuku.jp">shogu@kanafuku.jp</a>